

田原市の市民協働まちづくり方針 (最終案)

平成30年3月

はじめに

田原市では、田原市総合計画（平成19年3月策定／平成25年3月改定）において、「参加と協働のまちづくり」を最も重要なテーマの一つとして、住みよいまちづくりを進めています。これまでに、市民協働のまちづくりを計画的に進めるため、平成20年4月施行の「田原市市民協働まちづくり条例」に基づき、同年10月にこの「市民協働まちづくり方針」を策定しました。策定から5年後の平成24年度に改定し、さらに5年後の平成29年度を目標に取り組んできました。

平成29年度において、方針策定時からの社会情勢の変化と協働活動の進展を踏まえ、市民・市民活動団体・事業者・行政等で構成される「田原市市民協働まちづくり会議」を中心に、当初の方針内容を継承しつつ、一部見直しを行い、平成39年度を達成目標年度に再設定し、市民協働によるまちづくりに取り組むこととしました。

田原市市民協働まちづくり会議

（平成30年3月改定）

市民協働とは？

みんな（市民・市民活動団体・事業者・市の機関）が、
それぞれの役割を認識し、信頼関係を築きながら、
対等の立場で協力し、お互いに補完し合うことです。

目次

第1章 取組の背景と現状

- (1) 市民協働のまちづくりの必要性1
- (2) 市民協働のまちづくりの現状と展望3

第2章 基本理念

- (1) 市民協働の基本理念5
- (2) 期待されている役割5
- (3) 方針をつくる目的7
- (4) 方針を実現する年度7

第3章 市民協働に取り組む基本姿勢と配慮すべき視点

- (1) 基本的な姿勢8
- (2) 配慮すべき視点8

第4章 市民協働の6つの指針

■指針その1 市民等の役割の実現

- (1) 市民の取組のあり方9
- (2) 市民活動団体の取組のあり方 10
- (3) 事業者の取組のあり方 11

■指針その2 行政参加・協働の推進

- (1) 市民参加・参画のあり方 12
- (2) 行政活動における協働のあり方 15
- (3) 市民参加・協働状況の公表 17

■指針その3 市民間協働の推進

- (1) 市民間協働のあり方 18

■指針その4 市民公益活動の支援

(1) 活動環境の整備のあり方	20
(2) 情報提供のあり方	21
(3) 人的・財政的支援等のあり方	22
(4) 市民間協働の支援のあり方	23

■指針その5 地域コミュニティ活動の振興

(1) 地域コミュニティ団体の振興のあり方	24
(2) 地域コミュニティ団体の取組のあり方	26

■指針その6 市民協働まちづくり基金の活用

(1) 基金管理のあり方	30
(2) 基金運用益等の活用のあり方	31

第5章 市民協働まちづくり会議の運営

(1) 運営方法	32
(2) 協議事項	32

第6章 方針の評価

(1) 取組状況の把握	33
(2) 評価の実施	33

(1) 市民協働のまちづくり（わたしたちみんなでとりくむまちづくり）の必要性

① 自治運営の自己決定・自己責任の拡大

○平成12年の地方分権一括法の施行、さらに平成23年の地域主権改革一括法の施行により、国・県の関与が少なくなり、市町村が自らの意思で決定できる行政サービスの範囲が拡大されるとともに、責任も重くなってきました。

○田原市では、市町村合併と行政改革により、行政能力の向上と効率化を図ってきました。一方、人口減少社会への対応のため、現在、「田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地方創生の取組も進めています。民間との連携や協働も必要とされており、今後も、各地域がその特色を充分発揮できるよう、市民との対話による地域の実情に即した施策展開が一層重要となっています。

○「東三河広域連合」に代表される自治体間の新たな広域連携によるスケールメリットを活かし、多様化、高度化する住民ニーズに対応しつつ、行政事務のさらなる効率化を図ることも必要となっています。



② 価値観・ニーズの多様化

○豊かな自然環境に恵まれた田原市は、日本一の農業産出額を誇る農業地域という面と、県内有数の工業都市という面を持ち、観光などのサービス業も盛んです。市民は様々な職に就き、ライフスタイル・価値観も多様化する中、時代の変化や即応したより一層の人材の育成・活躍が必要とされています。

○近年、市民意識における社会モラルの低下や利己主義の広がりに対応するため、隣近所や地域による子どもの健全育成や高齢者への支援、防犯活動などの互助機能の充実が必要となっています。

○遊休不動産や森林の荒廃など、当事者（事業者等）や行政だけでは解決できず、地域社会全体として取り組まなければならない課題が増加しています。



○巨大地震や、ゲリラ豪雨などの予期せぬ災害が懸念される中、行政だけでなく、家庭・地域・市民活動団体・事業者それぞれが、日ごろからの防災意識を向上させ、協働で防災対策を推進し、人と人の絆づくりを促すことが重要となっています。

③ 総合計画による方向付け

- 「みんなが幸福を実現できるまち」をまちづくりの理念として新たに掲げ、市民一人ひとりの幸福の創出に主眼を置いた、10年先を見据えたまちづくり方針として、平成24年度に策定された「改定版第1次田原市総合計画」に基づき、まちづくりが進められています。
- 改定後の総合計画においても、まちづくりの方針として「参加と協働による持続可能なまちづくり」が掲げられており、その実現に取り組む必要があります。

④ 市民協働による成果向上への期待

- 全国一律の施策では地域特性に対応できないこともあります。地方分権による市の権限拡大を踏まえ、市民が望む満足度の高いサービスの実現手法として、国の誘導策や補助金を前提としない市民と一緒に進める施策の実施にも期待が寄せられています。

⑤ 市民協働まちづくりの基本条件の整備

- 平成20年4月には、「田原市市民協働まちづくり条例」が、また、同年10月には、市民・市民活動団体・事業者・行政等各主体の意見を集約した「田原市の市民協働まちづくり方針」が策定され、協働を進める基本条件が整えられました。
- 平成25年度には、市民・市民活動団体・事業者及び市の機関の取組の状況を確認・評価し、改善策を検討して、市民協働まちづくり方針を改定しました。
- 平成27年度には、伊良湖小・堀切小・和地小の統合の実施に伴い、「田原市市民協働まちづくり条例」が一部改正されています。



◆校区交流スポーツ大会



(2) 市民協働のまちづくりの現状と展望

① 市民活動の現状

- 市内には、福祉・文化・体育などの団体や全国組織の地域団体など 300 以上の団体が存在しています。多くの市民活動団体では、高齢化などによる組織の弱体化が課題となっています。
- 一方、盆踊りの復活や夏祭り等の実施を通して、生まれ育った土地に感謝するなど、地域資源を見直し、大切に守っていこうとする活動団体が増え始めています。
- 各分野の総括団体として、社会教育団体連絡協議会（文化協会・体育協会・小中学校 PTA 等）、ボランティア連絡協議会（社会福祉協議会内）が組織されています。
- 市民活動団体では、特定非営利活動促進法の施行（平 10 年）により特定非営利活動法人（NPO 法人）が設立され、クラウドファンディングの活用や、収益を市に還元する事例も見られるなど、市民活動の活性化が図られています。
※平成 28 年：18 団体
- 田原市は、市民活動団体の支援機関として平成 19 年 7 月に市民活動支援センターを設置するとともに、市民公益事業への補助金や人材育成への支援制度、行政活動の一部を市民が担う市民提案型委託制度などを順次設けてきました。

② 地域コミュニティ活動の現状

- 田原市は、これまで企業誘致を推進し、多くの転入者を受け入れてきました。その一方で、住民自治を充実させるため、昭和 47 年に国のモデル指定を受け、地域コミュニティ施策の取組も始めました。昭和 60 年からは小学校単位の活動体制（校区制）を構築してきています。
- 市民にとって一番身近な学びを実践する社会教育施設である市民館は、人づくり・地域づくり活動を行うコミュニティ協議会の活動拠点として活用されています。
- 地域コミュニティを取り巻く課題は多様で、自治会加入の減少や運営の担い手不足など、地域コミュニティの存続に影響するものもあります。
- 田原市は、平成 29 年度に地域コミュニティ振興計画を改定し、地域コミュニティづくりと活性化を継続的に支援しています。
- 田原市地域コミュニティ連合会は、コミュニティ協議会の連合組織として、さまざまな地域課題の解決に自主的に取り組み、研究調査を行っています。

③ 市民等と市の機関の協働体制

- 田原市は、平成 5 年から市民のボランティア活動中の事故を救済するために、田原市社会貢献活動災害補償制度を導入し、市民による社会貢献活動の促進を図っています。平成 20 年には田原市市民協働まちづくり条例が施行され、市民活動団体による市民公益活動に取り組みやすい環境を整える市の責務が明確化されましたので、引き続き本制度により、活動者又はその指導者が安心して活動できるような環境づくりを進めています。
- 田原市は、総合計画などの施策検討において、アンケート調査、各種団体代表者や公募市民の会議参加、パブリックコメント制度などによる市民参画に取り組んでいます。
※パブリックコメント制度による意見募集案件数
平成 25 年度：4 件
平成 26 年度：11 件
平成 27 年度：12 件

平成28年度：8件

- 自治会等には、多種多様な市の業務が委託されています。引き続き、地域コミュニティ団体の自主性を尊重しながら、防災や防犯、美化活動、福祉活動などの分野で対等なパートナーとして連携していく必要があります。
- その他の市民活動団体や事業者と市の協働は、施策ごとに行われています。今後もきめ細かい行政サービスを実現する効果的な手段として、一層期待が寄せられています。

④ 市民活動団体同士のよりいっそうの連携

- 地域コミュニティ団体とNPO、ボランティア団体がより連携し、情報共有や意見交換をすることで、互いの問題を解決できる可能性があります。今後も、田原市民活動支援センターを介するなどして、ネットワークの構築を図っていくことが重要です。
- 活動PRと団体の連携を図るため、「しみんのひろば」「福祉のつどい」等のイベントが開催されており、団体間の交流が進んでいます。

⑤ 市民等と事業者のよりいっそうの相互理解・協働の促進

- 市内の事業者は、社会貢献活動に意欲的に取り組み、人的並びに財政的な側面から市民活動の支援に貢献しています。
- NPO等の団体との協働事業を通じて社会貢献を行おうとする企業・事業者は増えています。しかし、市民やNPO団体と事業者との接点が不足している点もあるため、今後も相互に情報提供し合い、いっそう連携を深めていくことが必要とされています。



(1) 市民協働の基本理念【条例第1条・第3条に規定】

みんなが、それぞれの役割を認識し、お互いに理解し合い、信頼関係を築きながら、市民協働によるまちづくりを進めましょう。

※みんな = 市民、市民活動団体、事業者及び市の機関

※市民協働 = 市民の参加と協働

※まちづくり = 総合計画に掲げる将来都市像等の実現

(2) 期待されている役割【条例第4条～第7条に規定】

「市民協働の基本理念」のもと、それぞれに期待されている役割があります。

① 市民に期待されている役割【第4条】

市民は、まちづくりの主役としての責任を自覚し、地域への関心を高め、自らができることを考えて行動するとともに、市民公益活動に進んで参加することが求められています。

◆ 条例では、次のことが市民に期待されています。

- 行政活動に参加・参画し、協働する（9条）
- 市民活動団体等が行う市民公益活動に参加し、協働する（10条）
- 身近な地域コミュニティ団体の活動に参加する（16条）
- 市民協働まちづくり会議（20条）に加わり、協働促進方針策定に参画する（8条）

*** 用語の定義 ***

- ・市民 …… 市内に居住している人、働いている人、就学している人およびまちづくりに関わっている人を指します。
- ・市民公益活動 …… 自主的に取り組むまちづくり（総合計画を実現する活動）及び社会貢献を目的とする活動を指します。ただし、宗教・政治・営利活動を除きます。

② 市民活動団体に期待されている役割【第5条】

市民活動団体は、活動の社会的意義と責任を自覚し、自らができることを考えて市民公益活動に取り組み、また、広く市民に理解されるような行動が求められています。

◆ 条例では、次のことが市民活動団体に期待されています。

- 行政活動に参加・参画し、協働する（9条）
- 他の市民活動団体等が行う市民公益活動に参加し、協働する（10条）
- 自らの役割を踏まえ、身近な地域コミュニティ団体の活動に参加する（16条）
- 市民協働まちづくり会議（20条）に加わり、協働促進方針策定に参画する（8条）

*** 用語の定義 ***

- ・市民活動団体 …… 市内で活動する地域コミュニティ団体・NPO（非営利活動団体）・ボランティア団体・その他のすべての団体を指します。

③ 地域コミュニティ団体に期待されている役割【第5条・第15条】

市民活動団体の基礎的団体として位置付けられた地域コミュニティ団体は、民主的かつ公平で開かれた運営によって、自主的に地域課題に対処することなどが求められています。

◆ 条例では、次のことが地域コミュニティ団体に期待されています。

- 行政活動に参加・参画し、協働する（9条）
- 他の市民活動団体等が行う市民公益活動に参加し、協働する（10条）
- 地域課題への対応、他の団体との連携、市民等の参加確保、意見集約・代表する（15条）
- 市民協働まちづくり会議（20条）に加わり、協働促進方針策定に参画する（8条）

*** 用語の定義 ***

- ・地域コミュニティ団体 …… 自治会（自治会・区・町内会など現在 106 地区）、自治会連合組織、校区（18 小学校区）及びコミュニティ協議会（20 団体）を指します。

④ 事業者には期待されている役割【第6条】

事業者は、市民公益活動の重要性を理解し、また、地域社会の一員としての責任を自覚し、自らができることを考えて行動するとともに、市民公益活動に対して人的・財政的に支援することが求められています。

◆ 条例では、次のことが事業者には期待されています。

- 行政活動に参加・参画し、協働する（9条）
- 市民活動団体等が行う市民公益活動に参加し、協働すること（10条）
- 自らの役割を踏まえ、身近な地域コミュニティ団体の活動に参加する（16条）
- 市民協働まちづくり会議（20条）に加わり、協働促進方針策定に参画する（8条）

*** 用語の定義 ***

- ・事業者 …… 市内で事業活動を行う個人、法人のすべてを指します。

⑤ 市の機関に課せられている役割【第7条】

市の機関は、それぞれの権限・能力の範囲で、市民参加と協働によるまちづくりの意義を自覚し、責任をもって施策を実施するとともに、市民活動団体の総合調整に取り組むものとする。

◆ 条例では、次のことが市の機関に課せられています。

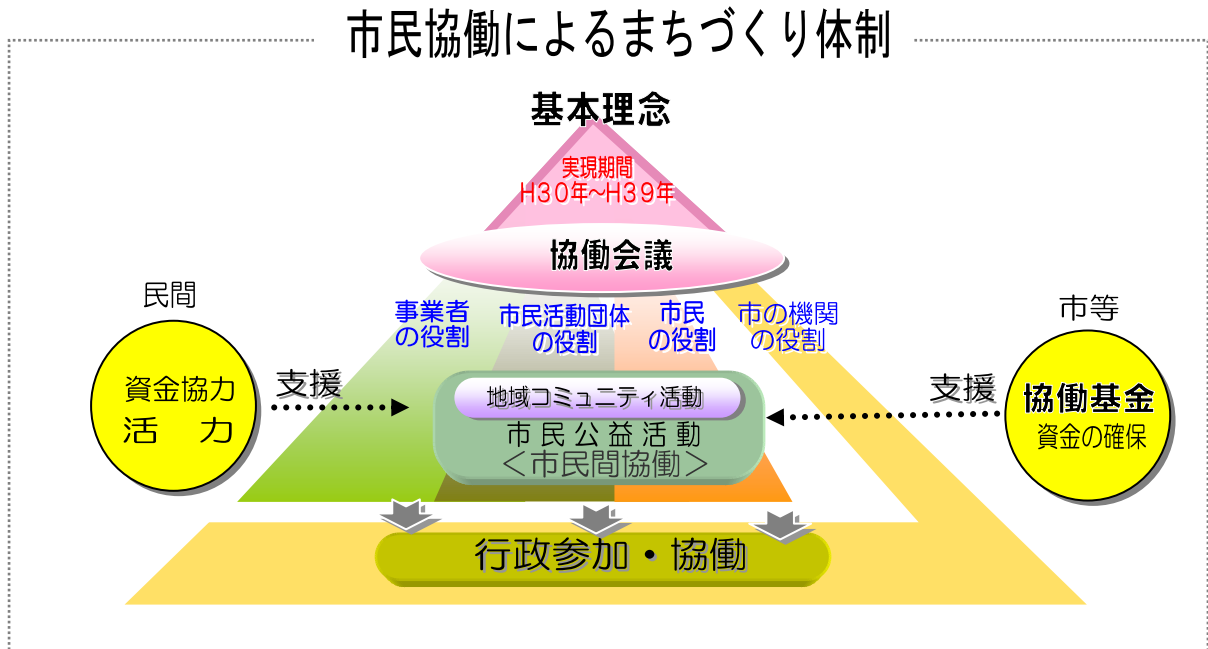
- 市民等が行政活動に参加・参画し、協働による実施を進め、状況を公表すること（9条）
- 市民公益活動における市民協働が促進されるように取り組むこと（10条）
- 市民公益活動を支援（活動環境整備、情報協力、人的・財政的支援等）すること（11～13条）
- 地域コミュニティ団体の振興策を立案・実施するとともに、意見に配慮すること（17条）
- 民主的かつ公平な運営をしている地域コミュニティ団体を認定すること（18条）
- 市民協働まちづくり基金を設置・管理すること（19条）
- 市民協働まちづくり会議の必要事項を定め（20条）、協働促進方針を策定すること（8条）

*** 用語の定義 ***

- ・市の機関 …… 執行機関としての市長・教育委員会・農業委員会・選挙管理委員会・固定資産評価審査委員会・公平委員会・監査委員と、議決機関としての市議会を含みます。

(3) 方針をつくる目的【条例第8条に規定】

田原市の現状を踏まえ、市民協働の基本理念を実現するために、これからみんなで取り組む基本的な方針を定めます。



(4) 方針を実現する年度

10年間（30年度～39年度）を目標とした方針を定めます。



第3章 市民協働に取り組む基本姿勢と配慮すべき視点

この方針に掲げる項目が実現され、成果を上げる前提として、「相互理解と信頼の構築」が不可欠であるという認識から、市民・市民活動団体・事業者及び市の機関が共通して取り組む必要のある基本的な姿勢と配慮すべき視点を示します。

(1) 基本的な姿勢

① 人と人との絆づくり

人と人とのつながりは「明るいあいさつ」から始まります。あいさつを通じてコミュニケーションを取り、地域づくりに取り組むとともに、いざというときにも助け合える関係を育みます。

② 主体性を持った行動

だれもが当事者意識を持ち、企画段階から参画し、一丸となって地域づくりを推進します。

③ 多様な能力の活用と担い手育成

それぞれの能力や経験を活かした地域づくりを推進するとともに、地域や活動団体等において活躍できる人材の育成・確保に努めます。

④ ふるさとに感謝

先人が守り育てた地域基盤や文化、美しい自然環境などに感謝し、未来の市民のために、今の私たちにできることを精一杯取り組みます。

(2) 配慮すべき視点

① 幅広い世代の参加

子どもから高齢者までのすべての市民が参画し、それぞれの世代の特性を活かして活躍できるように配慮します。

② 男女共同参画

だれもが自分らしく輝ける社会を目指し、男女がお互いの能力を認め合い、一緒になってまちづくりを進められるように配慮します。

③ 多文化共生

市内在住や来訪する外国人に対して、お互いの文化を理解・尊重しながら、それぞれの特性を活かして活躍できるように配慮します。

第4章

市民協働の6つの指針

【条例第4条～第19条】

市民参加と協働によるまちづくりを実現するため、6つの指針を定めます。

- 指針その1 市民等の役割の実現
- 指針その2 行政参加・協働の推進
- 指針その3 市民間協働の推進
- 指針その4 市民公益活動の支援
- 指針その5 地域コミュニティ活動の振興
- 指針その6 市民協働まちづくり基金の活用

指針その1 市民等の役割の実現

【条例第4条～第6条】

市民、市民活動団体、事業者は、それぞれに求められている役割を実現していきます。

(1) 市民の取組のあり方

まちづくりの主体であることを認識し、自らできることに取り組むとともに、行政活動や市民公益活動の参加に努めていきます。

a 市民公益活動への参加

市民の取組

【現状】

○市民の市民公益活動への参加については、各個人の自主性に委ねられています。

【今後の取組】

○急速な高齢化や環境問題等、身の周りの課題を認識し、市民としてできることに取り組むとともに、市民公益活動に関心を持ち、参加するなかで、達成感・充実感を得つつ、自らを成長させていきます。

b 行政活動への参加

市民の取組

【現状】

○市民の行政活動への参加については、各個人の自主性に委ねられています。

【今後の取組】

○自らの生活環境を向上させるため、社会動向や行政運営に関心を持ち、市民として行政運営や施策を実現する事業等に参加（参画）していきます。

(2) 市民活動団体の取組のあり方

自らの活動や、市・各種団体との協働を通して、市民等との信頼を築くとともに、まちづくりに貢献し、自らの活性化を図っていきます。

a) 活動PR・信頼性の向上

市民活動団体の取組

【現状】

- 田原市内の市民活動団体は、独自または関係団体、市民活動支援センターと連携して、情報誌やホームページ等で活動をPRしていますが、まだ不足しています。
- 事業の拡大を図るために、法人化する市民活動団体もあります。

【今後の取組】

- 市民や関係団体、地域コミュニティ団体に参加を呼びかけるため、生活に身近な場面や広報たはら、インターネットを活用したホームページやSNS（※）、ケーブルテレビ等を媒体として、団体の活動目的・内容をPRするとともに、適正に運営されていることを自己評価・情報公開し、信頼性の向上を図ります。

※SNS（ソーシャル・ネットワーキング・システム）…… 個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。

b) 市民公益活動や行政活動への参加・協働

市民活動団体の取組

【現状】

- 市民活動団体の公益活動や行政参加・協働については、各団体の自主性に委ねられています。

【今後の取組】

- 団体活動に影響を及ぼす社会動向や市の行政運営に関心を持ち、市民活動団体の立場でできることに取り組み、団体の公共性と信頼を高めていきます。



(3) 事業者の取組のあり方

自らの事業活動や、行政活動・市民公益活動への参加・支援等を通して、まちづくりに貢献しながら、自らの事業発展を図っていきます。

a 事業者による社会貢献

事業者の取組

【現状】

○事業者は、あらゆる事業活動の中で地域社会に貢献しています。また、地域や業種ごとに各種団体を結成し、より広域的かつ多様な地域公益活動にも取り組んでいますが、それらは自主性に委ねられています。

【今後の取組】

○事業者に影響を及ぼす社会動向や市の行政運営に関心を持ち、事業者・関連団体の立場でできることに取り組み、地域の発展と事業環境の向上を目指していきます。

b 市民公益活動への参加・支援

事業者の取組

【現状】

○事業者自身や関連団体は、それぞれが可能な範囲で、市民活動団体への社員派遣・資金協力（寄付等）・会場・資材の提供等を行っています。

【今後の取組】

○事業者による市民公益活動への協力促進と、その状況の地域社会へのPRにより、事業者（活動）の信頼性を一層高め、地域経済及び市民公益活動の活性化を図っていきます。

c 行政活動への参加・協働

事業者の取組

【現状】

○事業者の行政活動への参加については、それぞれの自主性に委ねられています。

【今後の取組】

○事業活動に影響を及ぼす社会動向や市の行政運営に関心を持ち、事業者・関連団体の立場でできることに取り組み、まちづくりの推進と事業環境の向上を図っていきます。

みんなで、行政活動への市民参加・協働を進めていきます。

(1) 市民参加・参画のあり方

市の機関は、市民ニーズにマッチした施策内容とするため、情報を公開し、みんなの参加・参画を得ながら、企画・実現していきます。

a) 積極的な行政情報の公開

市の機関の取組

【現状】

- 行政情報は、定期刊行する広報たはら等と、随時発行する施策パンフレットやイベントちらし等に掲載し、コミュニティ協議会・自治会を経由する地域文書として、市民に伝えています。
- インターネットを活用したホームページ（市、市議会等）やSNS、ケーブルテレビ（市政番組、議会中継等）、声の広報、市政ほーもん講座等で情報を提供しています。

【今後の取組】

- 情報提供のタイミングを考慮し、内容に応じて方法を整理・選択するとともに、市民に広報紙やケーブルテレビ番組に関心を持ってもらえるよう、受け手にとって有意義でわかりやすい情報提供に努めます。
- インターネットやSNSを効果的に活用して情報提供することにより、さらなる情報の広がりを図ります。

b) 行政活動への市民参加の拡大

市の機関の取組

【現状】

- 新たな事業やイベント・行事等について、広報たはら、パンフレット、市ホームページ等で市民等にお知らせし、市民等による実施や行事への参加を呼びかけています。

【今後の取組】

- 市民等と一体となってまちづくりに取り組むことが「市民協働」の根底であることを市職員が十分に理解します。
- 遊休資産の活用や地域包括ケアシステムの推進など新たな課題に対しても、市民協働を踏まえて取り組みます。
- 市民等が参加しやすい方法（手法・日時・場所等）に改善するとともに、内容に応じた効果的なPRを検討します。また、市民等が参加（実施）するメリット（能力向上、ネットワークの構築化、精神的な達成感の獲得等）を示せるように工夫します。
- イベント等で市民や団体、事業者等に協力を得る場合は、事前の打ち合わせ等を十分に行います。

【現状】

- 方針・計画等の検討会議等を設ける場合、法令の制限がない限り、各担当課で市民公募委員を募集し、幅広い市民の意見を把握しながら検討を進めています。市民公募委員の募集及び応募は増えてきています。

【今後の取組】

- 広く市民の意見を反映するため、市民公募委員への多数の応募をいただけるよう、発言しやすい会議運営等を目指します。

【現状】

- 毎年度、方針・計画等の検討会議、施策推進の協議会など多数設置され、なかには多くの会議に参画する団体もあるので、これらの会議が、団体運営の負担とならないよう、代表者の負担軽減を図っています。

【今後の取組】

- 施策検討への参画要請が団体の負担とならないように、目的に応じて会議の統廃合・整理を図り、特定の代表者に偏らせず、委員等の男女割合にも留意します。
- 幅広い意見が把握できるよう開催形式・年間スケジュール等を改善するとともに、寄せられた意見の反映に取り組みます。
- 参加にあたっては、代表者への要請だけでなく、目的に応じた人材の依頼をし、代表者の負担軽減を図ります。

【現状】

- パブリックコメントの手続きに関する要綱を制定し、市役所や市ホームページで公表し、市民の意見を反映させながら、計画等を策定しています。

【今後の取組】

- 日頃から市民に対して関心をひきつけ、一方的な原案の提示とならないよう、分かりやすい情報提供に努めます。

【現状】

- 市民からの意見・提案は、市役所・支所等に設置された「提言箱」、田原市ホームページ投書コーナー「市民の声」等で集められた後、関係各課に送付（定期的に部長会議で報告）され、関連施策に反映するとともに、提案者に回答しています。
- 平成 21 年度に制定した「市民の声」取扱要綱に基づき、公共性のある提言と回答を市ホームページで公開しています。

【今後の取組】

- 現行の提案制度を充実しつつ、制度のPRを効果的に行い、より建設的な意見が寄せられるよう工夫します。

【現状】

- 各分野の関係団体で構成する協議会の設置、コミュニティ協議会が主催する地域懇談会、各種団体が主催する総会等への出席により意見把握に取り組んでいます。

【今後の取組】

- 会議の設置、地域懇談会等の会議への出席により、団体の個別意見及び総意の把握に努めます。

【現状】

- 総合計画の実現状況を把握する市民意識調査（3年ごとに市民・団体・事業者別に実施）、各分野のアンケート調査（定期又は随時）によって、統計的に市民意識等を把握しています。

【今後の取組】

- 施策実施における客観的根拠資料となるよう、アンケート等の調査方法（実施時期・対象・設問・回答方式等）を改善するとともに、回答率の向上を図ります。また、他の都市との比較や経年比較等、多様な評価と複合させ、本市の強み・弱みを把握します。

(2) 行政活動における協働のあり方

市の機関は、みんなで取り組んだ方が少ない経費で高い効果が得られるような業務を見つけ、責任・費用等を明確にしながら実施していきます。

a) 地域コミュニティ団体との協働（委託）

市の機関の取組

【現状】

- 地域コミュニティ団体には、自主防災活動、ごみ収集場の管理、交通安全・防犯活動、広報たはら等の文書配布、福祉活動、公園・排水施設の管理等に加えて、イベントや講演会への参加や公職委員の推薦など地域関係事項について幅広く依頼し、協力を得ています。
- 市からの依頼業務が増加しており、自治会等の負担となっています。依頼業務での負担を軽減するため、基本方針を定め、あらかじめ地域に対して依頼業務や行事等の年間スケジュールを提示しています。

【今後の取組】

- 市各課からの依頼事項を整理するとともに、自治会等の規模・能力に応じた依頼内容の弾力化や支援制度の充実等、負担軽減を検討します。
- 地域コミュニティ団体の抱える課題を考慮し、市からの依頼事項に取り組むことにより、地域課題も同時に解決できるように工夫します。

b) 地域コミュニティ団体からの要望への対応

市の機関の取組

【現状】

- 地域コミュニティ団体のもつ地域課題（生活環境の整備、諸制度の改善等）に関する要望は、地域コミュニティ連合会、代表者等による随時の申出によって行われています。
- 市の機関では、コミュニティ担当課または各事業課において、これらに対応するとともに、平成19年度からは「まちづくりアドバイザー」に連絡機能（地域の希望把握）を持たせています。

【今後の取組】

- 地域コミュニティ団体の要望内容を確認・整理するとともに、一緒になって対応策や制度改善に取り組みます。また、市の機関が実施する個々の施策についても、全体の公平性等を確保しながら、その地域に即した進め方を検討します。

c 特定業務の外部委託（市指定委託）

市の機関の取組

【現状】

- 専門資格を要する市の業務の実施に関しては、多様化への対応や効率性を考慮し、有資格者の採用や職員の資格取得による対応から、外部委託（事業者等）による対応に切り替えています。
- 公共施設等における専門性を活かしたサービスと効率性の向上を目指して、事業者や市民活動団体による指定管理者制度を導入し、協働対象事業のリストアップを行っています。

【今後の取組】

- 指定管理者制度を含む既存の委託に加え、協働対象事業について、業務内容に応じた協働の推進を図ります。

d 市民等からの提案による協働事業（外部委託）

市の機関の取組

【現状】

- 平成 22 年度から、市の事業について市民から広く事業提案を募る「市民提案型委託制度（テーマ提示型・自由テーマ型）」を運用しています。
- 市民に広く公募する提案型委託制度の活用が徐々に増えています。

【今後の取組】

- 市民・市民活動団体・事業者との協働が可能な事業について実施のあり方を研究し、市民提案型委託制度の活用等により、成果の向上を目指します。

e 様々な協働方式の導入

市の機関の取組

【現状】

- 市の施策の中で、市民・団体等と一緒に取組まないと成果を上げられない業務等においては、協議会等を設けて調整を図っています。
- 柔軟な対応が必要となるイベント等では、市民等による実行委員会方式で実施しています。
- 田原リサイクルセンターや田原市給食センターの運営事業には、PFI手法を導入し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図っています。

【今後の取組】

- 業務内容に応じて、実行委員会方式のほか、市民等の得意分野を活かせるような協働方式の導入・維持に取り組めます。
- PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）、PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）等の行政と民間の特性・能力等を活かした方式による業務を実施します。

(3) 市民参加・協働状況の公表

市の施策・業務への市民参加・協働の状況は、毎年公表することで、やり方の改善や新たな参加の拡大を図っていきます。

a 協働会議への報告・一般公表

市の機関の取組

【現状】

○市民・市民活動団体・事業者・行政など各主体の市民協働に関する取組は、市民協働まちづくり会議において状況を報告し合い、市民に公開しています。

【今後の取組】

○毎年、市民参加・協働状況を項目別に取りまとめ、協働会議や一般市民に公表し、参加・協働への取り組み方の検討資料として活用できるようにします。



◆広報たはら「地域の話／市民活動だより」（毎月）

みんなで連携しながら、市民公益活動を進めていきます。

・市民間協働 …… 市民公益活動における市民・市民活動団体・事業者の相互の協働を指します。

(1) 市民間協働のあり方

市民公益活動によるまちづくりを推進するため、市民、市民活動団体、事業者が得意な分野で、相互の連携（協働）を進めていきます。

a 市民公益活動における連携・協力・援助

市民等の取組

【現状】

- イベントにおける団体の連携や事業者の協力等、市民公益活動においても協働が行われており、市民活動支援センターを通じて情報発信も実施されていますが、その状況は十分に把握されていません。
- 事業者の活動において、市民公益活動を支援する取組も見られますが、そうした内容は十分に市民等に知られていません。

【今後の取組】

- 市民活動団体やその活動内容が、十分に知られていないため、まず市民活動支援センターの機能の充実等を進めながら、それらを周知し、連携・協力・援助によって解決できることを把握し、その促進を図ります。
- 事業者による市民公益活動への支援やそれらの情報を広く市民等に伝達する仕組みを検討し、活動の活性化を図ります。
- 市民公益活動が必要な場所で展開できるように、多様な連携による活動の活性化を図ります。

b 市民活動団体による市民活動の支援

市民等の取組

【現状】

- 各種団体の連合組織やNPOの育成・連携を目指した市民活動支援センター等の中間支援団体が存在し、市の関係課と協力しながら市民公益活動の活性化や各種調整を行っています。
- 中間支援団体による、団体同士の交流を図るイベント等が開催され、少しずつ団体間の連携が進んでいます。

【今後の取組】

- 各市民活動団体の活性化を図るため、互いの能力の向上や連携による課題解決を目指し、市民活動団体による市民活動団体のための自主的な支援活動の促進を図ります。

【現状】

○市の機関は、市民公益活動における市民等の連携を進めるため、市民活動支援センターの設置や活動をPRするイベント「しみんのひろば」の開催を支援しています。

【今後の取組】

○市民公益活動における連携の意向（他の団体に対する協力要請等）や実現状況を把握するとともに、連携・協力・支援が進められるように、情報ネットワークの形成や活動・人材情報の把握・提供に取り組みます。



市の機関は、活動環境の整備、情報提供、人的支援、財政的支援により市民公益活動の促進を図ります。

(1) 活動環境の整備のあり方

市の機関は一体となって、市民公益活動のための施設整備、施設利用の利便性の向上や、安心して活動できる環境の確保に取り組んでいきます。

a 施設等の整備・利用改善

市の機関の取組

【現状】

- 市民や団体等の活動拠点として、市民館をはじめ、文化会館や運動施設等を整備するとともに、予約システムの改善、利用負担の減免等により利便性の向上、活動の活性化を図っています。
- 合併や人口減少により、重複した施設や行政目的を終えた公共施設も増加しているため、公共施設の適正化に取り組んでいます。

【今後の取組】

- 公共施設の集約化や重点化、複合化等を踏まえ、公共施設のサービスの適正化を図ります。
- 公共施設の長寿命化を図るとともに、未利用施設の利活用を進めます。

b 市民公益活動の環境整備

市の機関の取組

【現状】

- 市民等が安心して市民公益活動に取り組めるように、市において社会貢献活動災害補償制度を設け、一定の範囲内で傷害等を補償しています。

【今後の取組】

- 公益性の高い活動について、社会貢献活動災害補償制度を継続し、主催者及び参加者の傷害等に対応する体制を維持するとともに、必要に応じ、実態に即した制度内容に見直します。

(2) 情報提供のあり方

市の機関は、市民公益活動の情報発信に協力するとともに、個人情報保護に留意しながら、必要な情報を提供していきます。

a 市民公益活動の市民等への情報提供

市の機関の取組

【現状】

- 公益性の高い活動（共催・後援事業等）については、可能な範囲内で、「広報たはら」や市のホームページ、SNS等で紹介するとともに、自治会を通じた回覧・配布文書、公共施設等でのポスター掲示により、必要な情報を提供しています。
- 市民活動支援センターを媒介として、支援センターホームページ、広報たはら等で市民活動団体等の取組を紹介しています。

【今後の取組】

- 市民等への市民公益活動の情報提供について、市民活動支援センターが主体となり、広報活動を行うとともに、より市民活動への期待や関心が集まるような紹介の仕方を工夫します。

b 行政情報の提供

市の機関の取組

【現状】

- 市で把握できる市民活動団体に有益な国県等の情報は、できる限りお知らせするようにしています。
- 市が保有する住民情報等は、個人情報保護法・条例の取扱基準に従う必要があり、現状として市民活動団体には提供していません。
- 市が保有する住民情報等については、個人情報保護法・条例の取扱基準に配慮しながら、自治会が行う住民福祉向上活動に対して、閲覧制度等を設けています。

【今後の取組】

- 法の範囲で現状の閲覧制度等を維持・改善しながら、市民活動団体の活動情報や国県市などの各種支援施策の積極的な伝達や市が保有する住民情報の提供の是非を検討します。

(3) 人的・財政的支援等のあり方

市の機関は、市民公益活動に対して、人的、財政的、その他の必要な支援を行います。

a 市民公益活動への人的支援

市の機関の取組

【現状】

- 人材育成に役立つ講演会・講座等の開催、市民活動支援センターによる活動相談や「まちづくりアドバイザー」の派遣等による相談業務を行っています。

【今後の取組】

- 市の機関の職員等が各種団体に参加する機会をできる限り多く設け、市民等と市役所の相互理解や信頼の構築を進めるとともに、自らの見識の向上も図ります。
- 事業担当課だけでなく、全課室がさまざまな分野の市内市民活動の状況を把握し、市役所全体で連携し、市民公益活動を支援します。

b 市民公益活動への財政的支援

市の機関の取組

【現状】

- 地域コミュニティ団体や各分野の団体に対して、市の施策の推進に関連した補助金が支出されています。

【今後の取組】

- “市民の手”によるまちづくりを推進するため、市民協働まちづくり基金を活用した市民公募型補助事業を継続し、効果的な支援を目指します。
- より利用しやすい補助制度とするため、募集スケジュールや申請手続き、審査方法の改善を図ります。

c 市民公益活動へのその他の支援

市の機関の取組

【現状】

- 田原市後援等取扱要綱に基づき、市の施策に合致する市民公益活動（イベント等）については、共催または後援し、施設利用料の減免や活動のPRに取り組んでいます。

【今後の取組】

- 引き続き、共催・後援等の承認を行い、優良活動表彰制度や公的認証制度の検討など市民公益活動の促進策に取り組めます。また、市民ニーズを把握し、必要となっている市民公益活動を活性化させるための支援メニューを検討します。

(4) 市民間協働の支援のあり方

市の機関は、市民同士の協働が進むように、交流の場・機会を設けていきます。

a) 市民間協働の促進のための支援

市の機関の取組

【現状】

○市の機関は、市民公益活動における市民等の連携を進めるため、市民活動支援センターの設置や活動をPRするイベント「しみのひろば」の開催を支援しています。

【今後の取組】

○市民公益活動における連携の意向（他の団体に対する協力要請等）や実現状況を把握するとともに、連携・協力・支援が進められるように、情報ネットワークの形成や活動・人材情報の把握・提供に取り組みます。

※再掲

- ◆田原市民活動支援センターによる情報発信
(左) 市民活動だより
(下) 公式ホームページ

<http://www.city.tahara.aichi.jp/kyoudou/>

■指針その5 地域コミュニティ活動の振興【条例第14条～第18条】

まちづくりの基礎となる地域コミュニティ団体をみんなで活発にしていきます。

(1) 地域コミュニティ団体の振興のあり方

地域コミュニティ団体をみんなで活発にしていきます。

① 市民・市民活動団体・事業者の参加

a 市民の加入・活動参加

市民の取組

【現状】

- 市民は、地元の自治会（区、町内会等）に所属し、その互助活動に参加することによって生活に身近な課題に対処するとともに、コミュニティ協議会の活動における役割に従事したり、関心のある行事等に参加したりしています。
- 近年、アパート居住者等に、これらの活動に参加しない市民もいるため、役割分担やルールの不徹底等の問題が生じています。そこで、事業者や行政と連携し、市民の自治会加入促進を図っています。
- 近年の人口減少、少子高齢化の進行、地域活動への関心の低下、ライフスタイルの多様化等により、地域活動の運営の担い手、活動の担い手確保が困難となってきた地域もあります。

【今後の取組】

- 市民が生活する地域への愛着と誇りを持ち、互いに助け合うことの必要性とそれぞれが果たすべき責任を認識しつつ、身近な自治会やコミュニティ協議会の活動に参加し、自らができることに取り組みます。

b 市民活動団体の加入・活動参加

市民活動団体の取組

【現状】

- 従来から存在する互助的な市民活動団体は、その所在地域の自治会やコミュニティ協議会の構成員として、さらに協力団体として活動に参加していますが、その状況は地域ごとで異なっています。
- ボランティア団体やNPO等の新たな市民活動団体は、その活動が認知されていないため、自治会やコミュニティ協議会の構成員になることは少ないのが現状です。
- 地域活動の運営の担い手、活動の担い手として、ボランティア団体やNPO等の市民活動団体は、自治会やコミュニティ協議会との連携や参加が期待されています。

【今後の取組】

- 市民活動団体の構成員が属している地元の地域コミュニティ団体に加入または活動参加することにより、団体への理解・協力を得ながら、相互に連携し合う関係を構築し、自らができることに取り組みます。

【現状】

- 事業者は、事務所や工場等の所在地の自治会等にできる範囲で協力（賛助会費負担、場所や器材の提供等）しています。また、農業者の場合、地域環境に大きな影響があることから、関係団体の役員などが地域コミュニティ団体の構成員となっているケースもあります。
- 事業者は、地域活動の運営の担い手、活動の担い手として、自治会やコミュニティ協議会との連携や活動等への参加が期待されています。

【今後の取組】

- 事業者として、可能な範囲で関わりのある地域コミュニティ団体に加入し、活動に参加します。

② 市の機関の支援

【現状】

- 平成18年度に策定された田原市地域コミュニティ振興計画が、平成29年度に改定され、コミュニティ担当課において連絡の調整や活動の支援が行われています。

【今後の取組】

- 市は、地域コミュニティのあり方の検討、まちづくり計画の改定支援、活動拠点の充実、補助金等支援制度・委託業務の最適化など、地域コミュニティ振興計画に掲げる取組の実現に努めます。
- 市は、地域コミュニティ団体が抱える課題の解決や、地域活動の担い手育成など、支援体制の構築を図ります。

【現状】

- 地域に影響の大きい市の施策は、計画・実施に際し、コミュニティ協議会や自治会を対象とした説明会を開催し、地域住民の意見を把握しながら進めています。

【今後の取組】

- 市の施策において、地域への影響や関わりが大きなものについては、自治会やコミュニティ協議会等で民主的な方法で集約された地域の意見に配慮しながら進めていきます。また、市全体のまちづくりの実現に留意しつつ、まちづくり推進計画等における地域の取組方針に配慮します。

【現状】

○田原市市民協働まちづくり条例施行規則に基づいて、基準以上の運営を行っている地域コミュニティ団体を認定（公証）しています。

※認定状況（平成 29 年 4 月現在）

コミュニティ協議会	20 協議会
校区	6 校区
自治会	4 自治会

【今後の取組】

○地域コミュニティ団体の活性化の手段の一つとして、田原市市民協働まちづくり条例施行規則の規定項目について、現状を踏まえて定める基準以上の運営を行っている地域コミュニティ団体を認定（公証）します。

(2) 地域コミュニティ団体の取組のあり方

地域コミュニティ団体は、身近なまちづくりに自主的に取り組んでいきます。

① 組織体制の改善

a 組織の見直し

地域コミュニティ団体の取組

【現状】

○自治会は過去の経緯によって形成されており、規模も形態も様々となっています。
校区、コミュニティ協議会は、ある程度の部分は市から提示された形式にそって形成されています。

○平成 23 年度には田原市地域コミュニティ連合会が発足し、より自主的な地域活動が展開されています。

【今後の取組】

○地域コミュニティ団体への期待に応えるため、市との協働関係や地域コミュニティ団体の機能分担等を考慮し、最適な組織体制を検討し、それぞれの組織の改善に取り組みます。

○地域活動の担い手が不足する中、将来を見据えた持続可能な組織作りに取り組みます。

② 市民等の参加機会の確保

a 加入・参加の拡大

地域コミュニティ団体の取組

【現状】

- 自治会は、世帯単位の加入となっておりますが、アパート居住者等を中心に未加入者が増加する傾向にあり、市街地中心部で加入率が低下しています。
- 地域コミュニティ連合会では、転入・転居者向けに自治会加入促進リーフレットを作成し、自治会加入促進を図っています。
- 総会やイベント等の活動は地域によって異なり、その参加状況も地域によって異なります。

【今後の取組】

- 市民等に地域コミュニティ団体の運営ルールや活動状況を公開・周知し、新たな加入・参加の促進に取り組みます。
- 若者、女性、高齢者等、様々な年齢層が能力を活かせる場を提供し、新たな人材の育成・確保に取り組みます。

③ 課題対処等の取組

a 地域課題の対処

地域コミュニティ団体の取組

【現状】

- 地域コミュニティ団体のそれぞれが役割分担しながら生活に身近な課題に対処していますが、住民のライフスタイルやニーズが多様化するとともに、担い手不足が問題となっています。

【今後の取組】

- 自助（自ら取り組む）・共助（自らできないことを隣近所や自治会等で取り組む）・公助（共助で対応できないことを行政で取り組む）による補完性の原理を基本に、地域住民の相互理解に基づく課題対処に取り組みます。
- 地域特性により異なる様々な地域課題に対応するため、若者をはじめ地域以外の住民や企業、地域にない知識や技能を持つ者の視点を取り入れます。地域で活動する多様な団体との連携、事業化の検討等、従来の概念にとらわれず、新たな視点を持ち課題対処に取り組みます。

④ 関係団体との連携

a 地域コミュニティ団体との連携

地域コミュニティ団体の取組

【現状】

- コミュニティ協議会の連絡調整の場として田原市地域コミュニティ連合会が開催されています。
- 中学校区単位では、東部中学校区で連携する組織（田原市東部太平洋岸総合整備促進協議会）、伊良湖岬中学校区で連携する組織（田原市西部表浜地域環境整備協議会）が設置され、市と連携しながら地域課題への対応を進めています。
- 福江地区まちづくりビジョンの具現化を図るため、清田・福江校区による清田・福江校区まちづくり推進協議会を設立し、地域活性化の取組を行っています。

【今後の取組】

- 地域課題の対処にあたり、必要に応じて隣接または関連する地域コミュニティ団体と連携し、互いの役割・立場を理解しながらまちづくりを進めます。

b 地域の各種団体との連携

地域コミュニティ団体の取組

【現状】

- 子ども会や老人クラブ等の従来型の団体は、地域コミュニティ協議会の構成員となるなど連携が見られます。また、新たに発足したNPO等と連携して地域活性化に取り組むケースも見られます。

【今後の取組】

- 地域課題への対応とともに、地域活動の担い手確保のため、専門分野で活動するNPOやボランティア団体等の市民活動団体との連携・相互協力に取り組みます。



⑤ 意見の集約・代表

a) 意見の把握

地域コミュニティ団体の取組

【現状】

○地域コミュニティ団体は、生活に身近な課題について、必要に応じて連絡機能や会議等を通じ、住民等の意見を把握しています。

【今後の取組】

○住民等が自由に意思表示し、それを民主的に汲み取ることができる体制を確保するとともに、その前提として関連事項の情報提供・公開に取り組みます。

b) 意見の集約・代表

地域コミュニティ団体の取組

【現状】

○地域コミュニティ団体は、生活に関連する市の施策や事業者の事業等について、必要に応じて住民意見を集約し、要望や同意等の意思を表明しています。

【今後の取組】

○地域に関する課題の関連情報を収集し、十分に理解したうえで、地域内の様々な意見を掌握し、これらを民主的な方法によって集約したものを地域意見として表明します。



■指針その6 市民協働まちづくり基金の活用 【条例第19条】

市民協働まちづくり基金を、市民の連帯、地域振興、市民公益活動の活性化に、みんなで有効活用していきます。

(1) 基金管理のあり方

現在または今後の市民公益活動の資金を確保するための基金を適正に管理し、寄付の増加に取り組みます。

a 合併特例債積立部分の管理・運用

市の機関の取組

【現状】

○市の合併に対する国の支援として用意された手法（合併特例債による借入）を中心に原資を積み立てているため、この部分の取崩しは原則的にできません。

【今後の取組】

- 原資を定期預金等で運用し、その運用益によって市民のネットワークの構築、地域振興及び市民公益活動の促進を図っていきます。
- 経済情勢や市の財政状況に応じて、原資を含めて、まちづくりのために活用していきます。

b 一般寄付等による積立部分の確保・運用

市の機関の取組

【現状】

○この基金は市民等の寄付による積み立てもできるため、市民公益活動の支援財源を確保するために、寄付金の募集を市民に周知しています。

【今後の取組】

- 一般寄付等によって積み立てられた原資は、取り崩して使うことも運用益を利用することも可能であるため、ニーズに応じて振り分け、活用していきます。
- ふるさと納税における、寄付の使い道として「地域の助け合い」の応援を指定した寄付金は、地域助け合いのために運用していきます。

(2) 基金運用益等の活用のあり方

みんなが必要と考える市民公益活動に、基金の運用益を活用していきます。

a 市の機関が実施する関係事業への基金運用益等の充当

市の機関の取組

【現状】

○基金運用益は、市が市民活動を振興するために設置している市民活動支援センターの事業費用及び以下の各種補助制度等に活用しています。

- ・平成 21 年度「市民協働まちづくり事業補助金」
「新規団体・人材養成活動補助金」
- ・平成 22 年度「市民提案型委託制度」
- ・平成 23 年度「市民活動チャレンジ支援補助金」

【今後の取組】

○毎年度の発生する基金運用益等は、設置目的（市民のネットワークの構築、地域振興及び市民公益活動の促進）に即して、まず、市民公益活動（公募）の補助経費に充当し、残額は基金の目的に即して実施される市の関係事業の財源または基金積み立てに利用します。

b 基金運用益等を活用した市民公益活動の支援

市の機関の取組

【現状】

○基金の運用益を活用し、市民協働まちづくり事業補助金等を設け、市民活動を支援しています。

【今後の取組】

- 市民公益活動の活性化や協働意識の向上のため、基金の運用益を活用した支援制度等を見直し、さらなる充実化を図ります。
- 市民公募型支援制度の積極的な活用が図られるよう、制度の改善や効果的な制度紹介を行うとともに、新たな市民公益活動が生まれるような方策について検討します。
- 補助採択事業で公益性の高い活動と認められた事業については、各事業担当課において個別支援制度の創設を検討します。

第5章 市民協働まちづくり会議の運営【条例第20条】

(1) 運営方法

条例及び施行規則等に基づき、市民協働まちづくり会議を運営します。

① 会議の委員

○公募市民、市民活動団体の関係者、事業者団体の関係者、市の機関に属する者、学識経験者等の市長が選任する15人以内の委員で構成し、任期は2年間です。

② 会議の運営

○会長、副会長は委員の互選により決定し、会長は、会議の代表、会務の総理、会議の招集等を務めます。

③ 会議の開催

○年2回を定例会とし、必要に応じて臨時会を開催します。

(2) 協議事項

この会議は、次の3つの区分を協議事項とします。

① 市民協働促進方針の策定・改定等

○方針の策定

市民、市民活動団体、事業者及び市の機関が、権利義務・役割を認識し、相互理解と信頼のもとに、参加と協働によるまちづくりを推進するため、本市の現状を踏まえた一定期間の取組方針を検討します。

○状況確認

協働促進方針に掲げる「取組の進捗」及び「目標達成等」の状況を確認・評価します。

○方針改定

取組の実現状況等を踏まえ、協働促進方針の改定を検討します。

② 市民協働促進方針に関わる施策の検討

○行政参加と協働の促進に関する施策

○市民公益活動における協働の促進に関する施策

○市民公益活動の支援に関する施策

○地域コミュニティ振興に関する施策（支援・認定基準）

○基金活用の施策（運用益等活動支援）

③ その他の必要事項の調整

○その他協働に関する調整事項、その他委員提案等

第6章 方針の評価

田原市の現状を把握し、この方針をより良いものに改善するためには、取組状況を確認し、評価する必要があります。

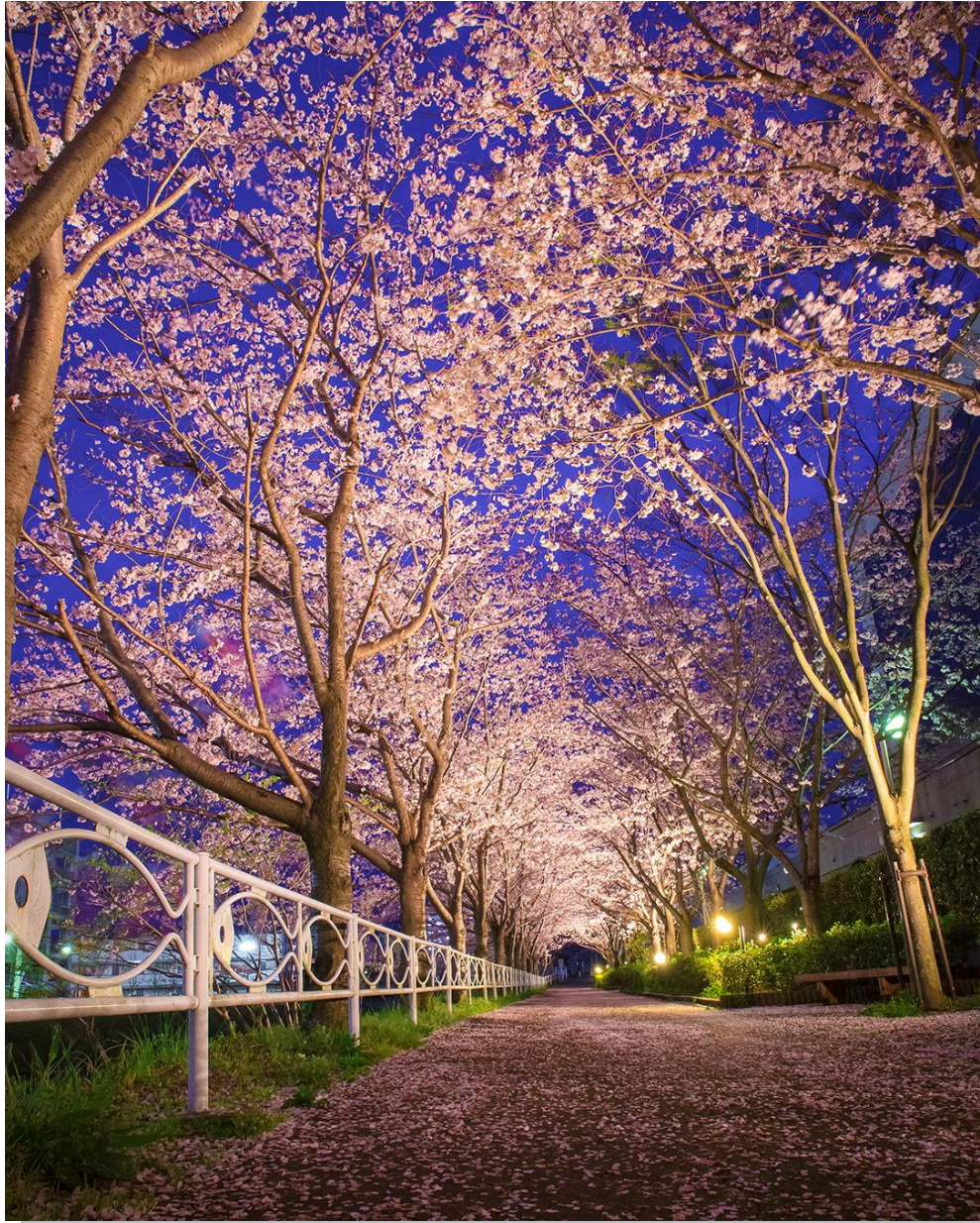
(1) 取組状況の把握

方針の各項目に関する市民、市民活動団体、事業者及び市の機関の取組の状況を、毎年収集し、整理します。

(2) 評価の実施

この方針改定から10年後となる平成39年度に、方針各項目に関する取組状況から、各方針等に対する達成度や有効性・課題等を分析・評価し、改善策を検討し、方針改定に反映させます。社会情勢の変化によっては、方針改定の時期を変更することがあります。





《 資料編 》

1. 市民協働の6つの指針に関する意見集
2. 田原市市民協働まちづくり条例
3. 田原市市民協働まちづくり条例施行規則
4. 田原市市民協働まちづくり会議委員名簿

1. 市民協働の6つの指針に関する意見集

～ 平成29年度田原市市民協働まちづくり会議及び委員ヒアリングによる意見 ～

■指針その1 市民等の役割の実現

【条例第4条～第6条】

(1) 市民の取組のあり方のイメージ

a 市民公益活動への参加

- ・興味を持つ分野には参加するが、興味のない分野に対してはなかなか参加できない。
- ・市民は、余裕がなく活動に参加することが難しい。また、どんな活動が行われているかわからないので参加が広がらないように感じられる。
- ・市民活動に真剣みが感じられず、取組みをする気持ちが少ない人が多いと思われる。
- ・役目としてやらなければいけないことは理解できるが、自主的となると積極性に欠ける人が多いように感じられる。
- ・イベントや行事に参加・協力する際、地域の人とのふれあいや絆、楽しさがあることで参加者の拡大と継続につながる。

(2) 市民活動団体の取組のあり方のイメージ

a 活動PR・信頼性の向上

- ・市民が利用している情報供給媒体は様々である。広報や、ホームページ、SNSなどの効果的な情報伝達手段でPRを図る必要がある。
- ・市民の必要とする活動をすることが、信頼性の向上につながる。
- ・団体は、定年退職をした人に、退職後の生きがいを創出するために市民活動への参加を呼びかける必要がある。
- ・何のために市民公益活動をするのかが理解されていない。
- ・市民活動（協働）のPR方法の改善が必要。文字の説明ではわかりにくいので、マンガや動画で説明する。
- ・SNSやインターネットを利用し、日常的なツールの拡大を図る。

(3) 事業者の取組のあり方のイメージ

a 事業活動による社会貢献

- ・事業者は、事業者間の連携・協力で社会貢献活動を行うことで、地域と事業者が活性化され、その従業員にも達成感の効果が表れる。

■指針その2 行政参加・協働の推進

【条例第9条】

(1) 市民参加・参画のあり方のイメージ

a 積極的な行政情報の公開

b 行政活動への市民参加の拡大

- ・ イベントや行事に参加・協力する際、地域の人とのふれあいや絆、楽しさがあることで参加者の拡大と継続につながる。(再掲)

c 市民公募委員の導入

d 市民活動団体等への参画要請の整理

e パブリックコメント制度

f 市民意見の提案制度

g 意見交換のための会議開催

h アンケート調査

■指針その3 市民間協働の推進

【条例第10条】

(1) 市民間協働のあり方のイメージ

a 市民公益活動における連携・協力・援助

- ・ 市民活動団体は、広域で連携し、情報交換や意見交換をおこない、必要な場所に必要な公益活動が行えるようするとよい。

■指針その5 地域コミュニティ活動の振興

【条例第14条~第18条】

(1) 地域コミュニティ団体の振興のあり方のイメージ

① 市民・市民活動団体・事業者の参加

b 市民活動団体の加入・活動参加

- ・ コミュニティの役員が数年で交代するので、NPO団体等が連携を持ちかけても継続性に欠ける。
- ・ コミュニティと市民活動の仕組みの違いを互いに理解しあい、双方の利点と足りないところを評価しあうことが必要である。
- ・ 地域資源を活用して活動する方法を探る必要がある。
- ・ コミュニティ団体と市民活動団体が新しいルールをつくる必要がある。
- ・ 老人会や子ども会の活動参加が衰退化している。
- ・ PRに関して、市のHPや行政機関での告知だけでなく、民間事業者と協力、連携して、掲示板等で告知することも良いのではないかと。

2. 田原市市民協働まちづくり条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民参加と協働によるまちづくりの基本理念及び施策の基本事項を定めるとともに、市民、市民活動団体及び事業者(以下「市民等」という。)並びに市の機関の役割と責務を明らかにし、総合計画に掲げる将来目標等の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来都市像等の施策方針を掲げるとともに、それらを実現するための市民等及び市の機関の役割を定めた本市のまちづくりの指針をいう。
- (2) まちづくり 総合計画を実現する活動又はその他良好な地域社会を形成するための活動をいう。
- (3) 行政活動 総合計画の実現において、市の機関の役割として実施する各種の活動をいう。
- (4) 市民公益活動 市民等が、自主的に取り組むまちづくり及び社会貢献を目的とする活動をいう。ただし、次に掲げる活動を除く。
 - ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする活動
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動
 - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
 - エ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (5) 市民参加 行政活動に市民等が自主的に参加することをいう。
- (6) 協働 市民等及び市の機関が、それぞれの役割と責務に基づき対等な立場で協力し、相互に補完し合うことをいう。
- (7) 市民 市内に居住し、在勤し、在学し、又はその他まちづくりに関わる者をいう。
- (8) 市民活動団体 市内で活動する地域コミュニティ団体、非営利活動団体、ボランティア団体その他の団体をいう。
- (9) 地域コミュニティ団体 次に掲げる団体をいう。
 - ア 自治会 一定区域の居住者で形成し、相互連絡、意見集約、交流、環境整備、文化伝承、防災、福祉等の活動を行う団体
 - イ 自治会連合組織 小学校区域内の特定の自治会で構成し、相互連絡、意見集約、交流等の活動を行う団体
 - ウ 校区 小学校区域内の自治会で構成し、相互連絡、意見集約、交流等の活動を行う団体
 - エ コミュニティ協議会 平成26年度又は当該年度における小学校区域内の市民、自治会及びその他の市民活動団体等で構成し、相互連絡、意見集約、交流等の活動を行う団体
- (10) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人をいう。
- (11) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(基本理念)

第3条 市民等及び市の機関は、それぞれの権利、義務及び役割を認識し、相互の理解と信頼のもとに、市民参加と協働によるまちづくりを推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、まちづくりの主体としての責任を自覚し、地域への関心を高め、自らができることを考えて行動するとともに、市民公益活動に進んで参加するように努めるものとする。

(市民活動団体の役割)

第5条 市民活動団体は、活動の社会的意義と責任を自覚し、自らができることを考えて市民公益活動に取り組むとともに、広く市民に理解されるように努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、市民公益活動の重要性を理解し、また、地域社会の一員としての責任を自覚し、自らができることを考えて行動するとともに、市民公益活動を支援するように努めるものとする。

(市の機関の役割)

第7条 市の機関は、それぞれの権能の範囲において、市民参加と協働によるまちづくりの意義を自覚し、責任をもって施策を実施するとともに、市民活動団体の総合調整に取り組むものとする。

第2章 協働促進の方針

(方針の策定)

第8条 市の機関は、第3条に定める基本理念に基づき、市民等と連携し、本市の協働促進の方針を定めるものとする。

第3章 市民参加と協働

(行政活動における市民参加と協働の実現)

第9条 市民等は、行政活動における市民参加と協働の実現に努めるものとする。

2 市の機関は、施策立案等における市民等の参画機会を確保し、市民参加の拡大に努めるものとする。

3 市の機関は、行政活動における協働の推進に努めるものとする。

4 市の機関は、行政活動における市民参加と協働の状況を公表する。

(市民公益活動における協働の実現)

第10条 市民等は、市民公益活動における協働の実現に努めるものとする。

2 市の機関は、市民公益活動における市民等の協働の促進に努めるものとする。

第4章 市民公益活動の支援

(活動環境の整備)

第11条 市の機関は、市民公益活動が促進されるように、活動環境を整備するものとする。

(情報の提供)

第12条 市の機関は、市民公益活動が促進されるように、活動情報の発信に協力するものとする。

2 市の機関は、その保有する市民公益活動に必要な情報を提供するものとする。ただし、個人情報保護に留意するものとする。

(その他の支援)

第13条 市の機関は、市民公益活動に対し、必要に応じ、人的支援、財政的支援等を行うものとする。

第5章 地域コミュニティ団体

(地域コミュニティ団体の位置付け)

第14条 本市のまちづくりにおいては、地域コミュニティ団体を基礎的な市民活動団体として位置付け、その振興を図るものとする。

(地域コミュニティ団体の責務)

第15条 地域コミュニティ団体は、対象区域の市民等の福利向上を図るため、自主的に地域の課題に対処するものとする。

2 地域コミュニティ団体は、前項の場合において、必要に応じ、他の市民活動団体と協働し、相互理解による信頼の構築及びまちづくりの推進に努めるものとする。

3 地域コミュニティ団体は、対象区域における市民等の参加機会の確保に努めるものとする。

4 地域コミュニティ団体は、市全体のまちづくりの推進に配慮し、行政活動における地域に関わる課題について、対象区域の市民等の意見を把握するように努めるとともに、それらの意見を集約し、代表するものとする。

(市民等の責務)

第16条 市民等は、自らの役割を踏まえ、身近な地域コミュニティ団体の活動に参加するように努めるものとする。

(市の機関の責務)

第17条 市の機関は、地域コミュニティ団体の振興施策を立案し、その実現に努めるものとする。

2 市の機関は、第15条第4項の規定より集約された意見に配慮するものとする。

(地域コミュニティ団体の認定)

第18条 市長は、地域コミュニティ活動の活性化を図ることを目的として、民主的かつ公平な運営により第15条の責務を果たしている地域コミュニティ団体について、当該団体の申請に基づき認定する。

2 市長は、前項の認定について、地域コミュニティ団体が前項に定める要件を欠いていると認めるときは、これを取り消すことができる。

3 市長は、前2項の認定の状況を公表する。

4 前3項に関する手続きは、市長が規則で定める。

第6章 市民協働まちづくり基金

(基金の設置)

第19条 市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、市民の連帯の強化、地域振興及び市民公益活動の促進に必要な財源を確保するため、田原市市民協働まちづくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。また、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

4 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1項に定める目的のための経費に充てるものとし、剰余金のある場合には、これを基金に編入するものとする。

5 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

6 基金は、第1項に定める目的のための経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

第7章 市民協働まちづくり会議

(協働会議の設置)

第20条 第8条に定める協働促進の方針及び当該方針に関わる施策の検討並びにその他の必要事項の調整を図るため、田原市市民協働まちづくり会議(以下「協働会議」という。)を設置する。

2 協働会議は、市民等及び市の機関を代表して市長が選任する市民参加と協働のまちづくりの実現に関わる者で構成する。

3 協働会議の運営について必要な事項は、市長が規則で定める。

第8章 雑則

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月28日条例第39号)

3. 田原市市民協働まちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、田原市市民協働まちづくり条例(平成20年田原市条例第1号。以下「条例」という。)第18条第4項及び第20条第3項の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 条例第18条第1項に定める認定を受けようとする地域コミュニティ団体は、地域コミュニティ団体認定申請書(様式第1号)により、次に掲げる事項を明らかにし、市長に申請するものとする。ただし、市長が別に定める場合は、この申請における記載の一部を省略することができる。

(1) 団体の名称及び事務所の所在地

(2) 代表者の氏名及び住所

(3) 活動の区域

(4) 構成員の状況

(5) 次に掲げる内容を定めた規約

ア 組織体制及び役員を選出に関すること。

イ 財産処分、事業運営等の決定手続きに関すること。

ウ その他団体運営に関すること。

(6) 次に掲げる運営の状況

ア 対象区域における市民、市民活動団体及び事業者の参加を得るための取組に関すること。

イ 団体運営の情報の公開に関すること。

ウ 予算、決算、事業計画、事業報告又はその他団体運営の状況に関すること。

2 市長は、前項の申請があったときは、条例第18条第1項の規定に基づき認定の可否を決定し、地域コミュニティ団体認定審査結果通知書(様式第2号)により、当該申請団体に通知する。

(申請内容の変更)

第3条 前条第2項の規定により認定された地域コミュニティ団体(以下「認定団体」という。)は、次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、市長に地域コミュニティ団体認定事項変更申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

(1) 前条第1項第1号、第3号及び第5号の事項

(2) 前条第1項第4号並びに第6号ア及びイの事項で市長が別に定めるもの

2 認定団体は、前条第1項第2号の事項に変更があったときは、市長が別に定める方法により届け出なければならない。

3 認定団体は、前2項に定めのない事項の変更については、手続きを要しないものとする。

4 市長は、条例第18条第1項の規定に準じ、第1項の変更を認定したときは、地域コミュニティ団体認定変更通知書(様式第4号)により、当該認定団体に通知する。

(認定の取消し)

第4条 市長は、認定団体の運営状況を確認した結果、条例第18条第2項の規定に基づく認定の取消しを行ったときは、地域コミュニティ団体認定取消通知書(様式第5号)にその理由を明記し、当該認定団体に通知する。

2 前条第1項の変更申請において、認定の要件を欠いていると認めるときは、前項の例による。

(認定の記録及び閲覧)

第5条 市長は、第2条第2項に規定する認定、第3条第4項に規定する認定変更及び前条の

認定の取消しを行ったときは、地域コミュニティ団体認定登録簿（様式第6号）にそれらの状況を記載し、総務部総務課にこれを備え置き、一般の閲覧に供する。

（委員）

第6条 条例第20条第1項の田原市市民協働まちづくり会議（以下「協働会議」という。）は、15人以内の委員で構成するものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 公募市民
- (2) 市民活動団体の関係者
- (3) 事業者によって構成する団体の関係者
- (4) 市の機関に所属する者
- (5) 学識経験者その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第7条 協働会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協働会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第8条 協働会議は、会長が招集する。

2 協働会議においては、会長が議長となる。

3 協働会議は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 協働会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協働会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認める場合は、会議に諮って公開しないことができる。

6 会長は、議事に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（任期の特例）

2 平成21年3月31日までに委嘱又は任命された協働会議の委員の任期は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

4. 田原市市民協働まちづくり会議委員名簿

任期：平成29年4月1日～平成30年3月31日

番号	職名	委員氏名	役職等	備考
1	会長	みつや かつし 三矢 勝司	名古屋工業大学非常勤研究員 NPO法人岡崎まち育てセンター・りた	5号委員 (学識経験者)
2	副会長	すずき しょうぞう 鈴木 正三	田原市地域コミュニティ連合会会長 清田校区コミュニティ協議会会長	2号委員 (市民活動団体)
3	委員	すきがら みわこ 鋤柄 美和子	— (公募) —	1号委員 (公募市民)
4	委員	おざわ みほこ 小澤 美穂子	NPO法人たはら広場	2号委員 (市民活動団体)
5	委員	すずき としひろ 鈴木 俊博	一般社団法人田原青年会議所専務理事	2号委員 (市民活動団体)
6	委員	さかい おさむ 酒井 修	田原市ボランティア連絡協議会会長	2号委員 (市民活動団体)
7	委員	ほんだ ちえこ 本多 智映子	田原市文化協会副会長	2号委員 (市民活動団体)
8	委員	おおかわ たかよ 大河 孝代	田原市体育協会会計	2号委員 (市民活動団体)
9	委員	やすだ ゆきお 安田 幸雄	田原市商工会副会長	3号委員 (事業者の団体)
10	委員	すずき てるひこ 鈴木 照彦	J A愛知みなみ専務理事	3号委員 (事業者の団体)
11	委員	いしかわ けいし 石川 恵史	田原市企画部長	4号委員 (市の機関)

田原市の市民協働まちづくり方針 改定検討経緯

年月日	検討内容
平成29年5月23日	庁内ワーキング会議 ○市民協働に関する市の取組状況の把握
平成29年6月30日	第23回田原市民協働まちづくり会議 ○方針6つの指針の取組状況の中間評価 ○方針改定の方向性、論点の整理
平成29年9月15日	庁内ワーキング会議 ○方針第4章（市の取組）改定骨子案の確認
平成29年11月2日	第24回田原市民協働まちづくり会議 ○方針全文改訂案の確認
平成29年11月20日	議会総務委員会 ○方針の骨子提出
平成30年1月15日～ 平成30年2月23日	パブリックコメント



田原市

田原市の市民協働まちづくり方針

平成20年10月策定
平成25年 3月改定
平成30年 3月改定

田原市企画部企画課

〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1

TEL 0531-23-3507

FAX 0531-23-0669

E-mail kyoudou@city.tahara.aichi.jp

URL <http://www.city.tahara.aichi.jp/>